② 対象工事の検査への立会　受注者は、対象工事において実施する以下の検査に立ち会うものとする。
ア 完成検査
イ 施工者の請求書提出前の出来高確認
ウ その他品質管理、工程管理に大きく影響する等の重要な検査

③ 対象工事の契約変更等の確認・精査
受注者は、対象工事の実施中において契約変更が発生する場合には、変更内容を確認・精査するものとする。

④ 書類作成業務
ア 受注者は、監督官の指示により米国担当官等との調整・協議に必要な資料の作成を行い、監督官に提出するものとする。
イ 受注者は、会議、検査、契約変更等において、質問､提案がある場合には、監督官に書面をもって報告することとする。
ウ 受注者は、①のア以外の臨時会議、現場確認等の開催を求める場合は、監督官に書面をもって報告することとする。
エ 受注者は、監督官の指示により米国担当官等から提出された資料と施工図及び関係書類（以下､「設計図書」という。)との照合を行うものとする。
オ 受注者は、監督官の指示に従い、特記仕様書で定める事案の測量、調査報告書及び工事資料などの整理を行うものとする。
カ 受注者は、次の各号に掲げる項目について監督官の指示により現地の確認、調査又は検討に必要な資料の作成を行い、提出するものとする。
1）設計図書が相互に一致しないこと。
2）設計図書に誤り又は脱漏があること。
3）設計図書の表示が明確でないこと。
4）工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
5）設計図書で明示されていない施工条件について予期することができない特別の状態が生じたこと。
6）工事を一時中止し又は打ち切る必要があると認められる場合。

⑤ 対象工事の施工状況の照合等業務　以下の照合等を行う場合は、米国担当官等と調整した後に行うものとする。
ア 受注者は、監督官の指示により使用材料（支給材料等を含む。)について設計図書との照合を行うものとする。
イ 受注者は、監督官の指示により工事請負者が設計図書に定められた品質管理試験を忠実に実行しているかを確認するものとする。
ウ 受注者は、監督官の指示により施工状況について設計図書との照合を行うものとする。
エ 受注者は、設計図書に適合しない場合があると認められた場合には、速やかに監督官に報告することとする。

⑥ 対象工事の工程確認業務
ア 受注者は､工事の進捗状況を把握し、工事が遅延するおそれがあると認められる場合には、遅滞なく監督官に報告しなければならない。
イ 受注者は、監督官及び米国担当官等と協議の上、関連する２以上の工事における工程などの調整に必要な資料を作成するものとする。

⑦ グアムにおける建設資材等に関する情報収集

⑧ 通訳業務　受注者は、監督官の指示により、本業務に係る会議等の通訳を行うものとする。通訳業務に係る日数等は以下を見込むものとする。
（グアム）１日（３時間）×70回　１名
※１．通訳業務の実働日数等は実績により後日精算するものとする。
２．通訳業務に係る上記日数は、移動時間を含まない実働日数である。

３．その他
① 受注者は、グアムにおける技術者の業務処理に必要な車両（４～５人乗り１台×12ヶ月）を当該業務期間に準備するものとし、後日精算するものとする。なお、必要に応じて防衛省職員を本車両により業務上必要な場所に送迎するものとする。

② 受注者は、業務処理に当たって、入門手続きその他米側が定める諸規定に従うものとする。

③ 受注者は、米国担当官等に対する連絡・調整を行った場合には、速やかに監督官に報告することとする。

④ 業務処理報告書　受注者は、本業務の仕様書に基づき業務を実施した場合には、業務処理報告書を作成の上、監督官に報告するものとする。

⑤ 打合せ記録簿　受注者は、監督官と実施した協議、打合せ、報告等の内容について打合せ記録簿を作成し、監督官に提出するものとする。

⑥ 受注者は、グアムにおいて行う業務に係る経費（航空運賃、日当、宿泊費、現地諸経費及び雑費等）は、実費を当省の基準等により精査のうえ、精算するものとする。

⑦ 受注者は業務の処理にあたっては、以下の関連する他の業務の技術者等からの説明、質疑応答、その他必要な検討、助言等を受け、業務の円滑な進行を促進するとともに、その内容を監督官へ報告するものとする。
・平成26年度在沖米海兵隊グアム移転に関する真水事業に係るアドバイザリー業務

⑧ グアムにおける執務場所は防衛省より提供するものとする。

⑨ 受注者はグアムにおける業務の処理にあたり、監督官と協議のうえ、必要に応じて机及び椅子等の業務に必要な備品を当該業務期間に準備するものとし、後日精算するものとする。

⑩ グアムに配置された管理技術者及び担当技術者は、本業務のみに従事するものとする。

⑷ 履行期限　平成27年３月31日

２ 参加資格、選定基準及び評価基準
⑴ 企画提案書の提出者に要求される資格　以下に掲げる資格要件を満たしている企業であること。(②及び③については、どちらか一方を有していればよい。)
① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
② 平成25・26・27年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等（③調査・研究又は⑮その他)」に係る級別の格付けを受け、そのランクが「A」等級の者であること。
③ 装備施設本部長から測量・建設コンサルタント等業務に係る平成25・26年度一般競争（指名競争）参加資格の「建築、土木、電気、機械、通信、環境等」に係る資格のうち、いずれか一つ以上の資格の決定を受け、そのランクが「A」等級の者であり北関東防衛局に競争参加を希望していること。
④ 参加表明書の提出期限から契約までの間に、北関東防衛局長から指名停止を受けている期間中でないこと、又は、防衛省から指名停止等を受けている期間中でないこと。
⑤ 暴力団関係業者の排除
ア）都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
イ）見積合わせ後、契約を締結するまでの間に、都道府県警から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

⑵ 企画提案書の提出者を選定するための基準
① 同種又は類似の業務の実績
② 配置予定管理担当者の資格、経験、手持ち業務の状況等

⑶ 企画提案書を特定するための評価基準
① 同種又は類似の業務の実績
② 配置予定担当者の資格、経験、手持ち業務の状況等
③ 業務実施方針及び手法　業務内容や必要とされる能力への理解度､業務の実施体制、業務実施方針等の明確性、実現可能性、実施フローの妥当性等